

7-7 土壌汚染

7-7-1 現況調査(既存資料調査)

(1) 土壌の状況

① 調査概要

既存資料調査(土壌の状況)の概要については、表 7-7-1 に示すとおりである。

表 7-7-1 既存資料調査(土壌の状況)の概要

項目	内容
調査項目	土壌の状況
調査地域	事業計画地周辺
調査時期・頻度	平成 23 年度から令和 3 年度の 11 年間
調査方法	「大阪府環境白書」(大阪府)及び「岸和田市環境白書」(岸和田市)の情報を収集整理

② 調査結果

土壌の状況については、「第 4 章地域の概況 4-2 生活環境 4-2-3 土壌環境」(p150～p151 参照)に示したとおりである。

(2) 地歴の状況

① 調査概要

本事業の実施によって、造成等の工事に伴い、事業計画地内に土壌汚染があった場合には周辺への影響が生じる可能性があることから、その影響を検討するため、地歴の状況に関する調査を実施した。

既存資料調査(地歴の状況)の概要については、表 7-7-2 に示すとおりである。

表 7-7-2 既存資料調査(地歴の状況)の概要

項目	内容
調査項目	地歴の状況
調査地域	事業計画地
調査時期・頻度	地歴を把握するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる期間
調査方法	過去の航空写真、土地登記簿、土地所有者へのヒアリング等の情報を収集整理

②調査結果

ア)地歴の状況

事業計画地の土地利用履歴については、表 7-7-3 に示すとおりである。

現在、事業計画地は、平成 7 年頃に開始された造成により平成 12 年に換地処分された土地であり、平成 13 年頃から株式会社クリーンステージ(産業廃棄物処理施設等)として利用されている。

表 7-7-3 事業計画地の土地利用履歴

年代	土地の利用方法	地目
平成 12 年頃以前	山林 (平成 7 年頃から造成工事開始)	—
平成 12 年頃～平成 13 年頃	(土地区画整理法による換地処分)	宅地
平成 13 年頃～平成 15 年頃	産業廃棄物処理施設、付属棟、水処理棟、管理棟、ストックヤード、駐車場、緑地等	
平成 15 年頃～現在		

注1) 水質汚濁防止法または下水道法に係る有害物質使用特定施設の届出はなく、有害物質貯蔵指定施設の届出(平成22年7月20日設置、平成24年9月27日届出)は確認した。

注2) 事業計画地及びその周辺の指定状況について確認したところ、事業計画地周辺に届出区域はない。また、事業計画地周辺における地下水調査が実施されたすべての項目について環境基準の超過はなかった。

注3) 事業計画地及びその周辺の指定状況について、事業計画地周辺に自然由来特例区域がないこと、事業計画地周辺における土壌汚染状況調査結果やその他自然由来汚染に関する情報はなかったことを確認した。

注4) 事業計画地及びその周辺の指定状況について確認したところ、事業計画地周辺に埋立地特例区域がなかった。なお、事業計画地は都市計画法に定める工業専用地域内にある土地であり、周辺に地下水飲用井戸はない。

注5) 事業計画地は、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設に相当する施設があり、ダイオキシン類の調査が必要となる「廃棄物処理法に規定する特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物に相当する濃度のダイオキシン類を含む廃棄物を継続的に処理していた土地」に該当する土地である。

イ)土壌汚染の状況

土地の利用履歴等調査の結果、事業計画地は、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設に相当する施設の届出があり、産業廃棄物処理施設と水処理棟(配管経路を含む)はダイオキシン類の調査が必要となる土地であった。また、改正水質汚濁防止法の施行日以前に新設された有害物質貯蔵指定施設があり、産業廃棄物処理施設にある貯蔵指定施設はクロロエチレンを除く第一種特定有害物質(11 物質)、第二種特定有害物質(9 物質)、第三種特定有害物質(5 物質)の貯蔵が確認されたことから、産業廃棄物処理施設にある貯蔵指定施設(廃液受入タンクから炉への配管経路及び処理施設を含む)は、クロロエチレンを除く第一種特定有害物質(11 物質)、第二種特定有害物質(9 物質)、第三種特定有害物質(5 物質)の汚染のおそれがあった。

(株)クリーンステージの管理棟において使用、保管されていた整備用の塗料には鉛とクロムが含有されていることから、鉛及びその化合物と六価クロム化合物についての汚染のおそれがあった。よって、「土壌汚染対策法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」にしたがって、土壌の調査を行うことにより土壌汚染の実態を把握し、適切な対応を講じる計画である。

7-7-2 工事の実施に係る影響予測

(1) 予測方法

予測の概要については、表 7-7-4 に示すとおりである。

表 7-7-4 予測の概要

項目	内容
予測項目	土壌汚染
予測事項	造成工事、基礎工事等に伴う土壌の移動による影響
予測方法	現況調査の結果及び環境保全措置の内容から影響の程度を定性的に予測
予測地域	事業計画地及びその周辺
予測時期	工事期間中

(2) 予測結果

事業計画地では、管理有害物質及びダイオキシン類による土壌汚染のおそれがあると判断され、「土壌汚染対策法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」にしたがって、土壌の調査を行うことにより実態を把握し、適切な対応を講じる計画としており、造成工事、基礎工事等に伴う土壌の移動による影響はないと予測した。

7-7-3 評価

(1) 評価方法

予測結果について、表 7-7-5 に示す評価の指針に照らして評価を行った。

表 7-7-5 評価の指針

項目	評価の指針
土壌汚染	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基準並びに環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国、大阪府、和泉市及び岸和田市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③土壌汚染対策法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合すること。

(2) 評価結果

事業計画地では、管理有害物質及びダイオキシン類による土壌汚染のおそれがあると判断され、「土壌汚染対策法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」にしたがって、土壌の調査を行うことにより実態を把握し、適切な対応を講じる計画としており、造成工事、基礎工事等に伴う土壌の移動による影響はないと予測した。

また、本事業による土壌汚染の影響をさらに低減するための環境保全対策として、以下に示す対策を講じる計画であることから、環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮していると評価する。

- ・土壌汚染が判明した場合は、土壌汚染対策法に基づき周辺環境への影響がないよう適切な措置を講じ、現場内で再利用もしくは当社グループ会社の汚染土壌処理施設にて浄化処理、もしくは最終処分場にて埋立処分を行うこととする。
- ・土地の形質変更工事にあたっては、同法・同条例に基づき、和泉市と協議のうえ必要な手続きを行い、土壌汚染があれば法令に基づき、適切な施工方法による工事を行うものとする。
- ・施設建設工事において、土壌汚染が判明した場所での杭打ち・ピット設置等に伴い当該土壌が地下水に接する場合は、土壌汚染対策法に基づき必要に応じて地下水モニタリング等を行う。
- ・汚染土壌を搬出する際には、土壌汚染対策法に基づき、必要な手続きを行うこと及び運搬に関する基準を遵守することで、飛散・拡散の防止を図る。

以上のことから、評価の指針を満足すると考える。